

令和3年2月25日に公告した「公共下水道（雨水）放水路水門改良工事（機械）（総合治水・雨水対策事業）[宇都宮市千波町（中部第3排水区）市道979号線ほか1路線]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和3年3月5日

宇都宮市上下水道事業管理者 塚田 浩

設計図書中、頁2の

総括表のうち

「ポンプ設備工」を

「水門設備工」に改正する。

設計図書中、頁3の

本工事費のうち

「ポンプ設備工」を

「水門設備工」に改正する。

設計図書中、特記仕様書の

表紙のうち

「公共下水道（雨水）水門改修工事（機械）（総合治水・雨水対策事業）」を

「公共下水道（雨水）放水路水門改良工事（機械）（総合治水・雨水対策事業）」に改正する。

設計図書中、特記仕様書 頁1の

目次のうち

「第3章 据付工事 3-2 ポンプ設備工事」を

「第3章 据付工事 3-2 ゲート設備工事」に改正する。

設計図書中、特記仕様書 頁2の

第1章 総則 1-1 適用範囲のうち

「本特記仕様書は、分流式下水道の汚水用として、除じん機設備がなく組立式マンホールの中に水中汚水ポンプを2台設置したマンホールポンプ設備工事に適用する。」を

「本特記仕様書は、ゲート設備工事に適用する。」に改正する。

設計図書中、特記仕様書 頁 3 の

第 1 章 総則 1-3 完成図書

(3) その他必要な書類 2) A3 縮小図 (施工範囲赤色着色) のうち
「オ ポンプ試運転測定表」及び「カ マンホールポンプ場設計計算書」を
「オ 試運転測定表」及び「カ 設計計算書」に改正する。

設計図書中、特記仕様書 頁 12 の

第 2 章 ゲート設備 2-2 複合工 のうち

「圧送管貫通工 1 ヶ所 φ250 無収縮モルタル」及び
「予旋回槽底部コンクリート工 1 ヶ所 φ1500 無筋コンクリート」を
「門柱工 1 式」及び
「構造物撤去工 1 式」に改正する。

設計図書中、特記仕様書 頁 13 の

第 3 章 据付工事 3-3 他工事との区分 のうち

「(1) 土木・建築工事との区分

1) 戸当り、スピンドル用中間振れ止め金具、開閉装置据付用アンカーボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。浮遊物や沈殿物を巻込んで排出させるために、ポンプの吸込流れを利用して渦流を発生させる構造とする。」を

「(1) 土木工事との区分

1) 戸当り、スピンドル用中間振れ止め金具、開閉装置据付用アンカーボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。」に改正する。